

## 「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」(平成23年1月31日保発0131第2～4号)

## 別添1「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱

## 新旧対照表

(下線部が改正箇所)

改正後	現行
<p>第2 直接支払制度の運用方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 出産を取り扱う医療機関等における事務等</p> <p>(1) 申請・受取に係る代理契約の締結等</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険者が被保険者等に対して支給する出産育児一時金等の額(42万円(公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産(死産を含む。以下「加算対象出産」という。)でない場合にあつては<u>40万8千円</u>))を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等を受け取る旨及び出産育児一時金等の額を超えた出産費用については、別途被保険者等又はその被扶養者が医療機関等の窓口で支払う必要がある旨</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 入退院時の事務</p>	<p>第2 直接支払制度の運用方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 出産を取り扱う医療機関等における事務等</p> <p>(1) 申請・受取に係る代理契約の締結等</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険者が被保険者等に対して支給する出産育児一時金等の額(42万円(公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産(死産を含む。以下「加算対象出産」という。)でない場合にあつては<u>40万4千円</u>))を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等を受け取る旨及び出産育児一時金等の額を超えた出産費用については、別途被保険者等又はその被扶養者が医療機関等の窓口で支払う必要がある旨</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 入退院時の事務</p>

① (略)

② 費用の内訳を記した明細書の交付等

直接支払制度を用いる医療機関等は、要した出産費用について、42万円（加算対象出産でない場合にあつては40万8千円）を上回るときに限り、当該上回った額について被保険者等又はその被扶養者に退院時に請求する。

直接支払制度を用いる場合には、要した出産費用については、被保険者等が出産育児一時金等の差額分を早期に受け取ることができるなどの利便性の観点から、少なくとも以下の事項を明らかにした明細書に、加算対象出産の場合には、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言を印字やスタンプ等により明記した上で、退院時に被保険者等又はその被扶養者に手交するものとする。また、被保険者等又はその被扶養者の求めに応じて、費用の内訳を明らかにした明細書の手交に努められたいこと。

- ・ 出産年月日
- ・ 出産児数
- ・ 入院実日数
- ・ 出産費用の合計額（妊婦合計負担額）及び医療機関等が代理して受け取る額（代理受領額）
- ・ 別紙に定める出産育児一時金等代理申請・受取請求書（以下「専用請求書」という。）に記載される妊婦合計負担額及び代理受領額と相違ない旨

① (略)

② 費用の内訳を記した明細書の交付等

直接支払制度を用いる医療機関等は、要した出産費用について、42万円（加算対象出産でない場合にあつては40万4千円）を上回るときに限り、当該上回った額について被保険者等又はその被扶養者に退院時に請求する。

直接支払制度を用いる場合には、要した出産費用については、被保険者等が出産育児一時金等の差額分を早期に受け取ることができるなどの利便性の観点から、少なくとも以下の事項を明らかにした明細書に、加算対象出産の場合には、所定の印を押印の上、退院時に被保険者等又はその被扶養者に手交するものとする。ただし、被保険者等又はその被扶養者の求めに応じて、費用の内訳を明らかにした明細書の手交に努められたいこと。

- ・ 出産年月日
- ・ 出産児数
- ・ 入院実日数
- ・ 出産費用の合計額（妊婦合計負担額）及び医療機関等が代理して受け取る額（代理受領額）
- ・ 別紙に定める出産育児一時金等代理申請・受取請求書（以下「専用請求書」という。）に記載される妊婦合計負担額及び代理受領額と相違ない旨

また、直接支払制度を用いていない場合には、退院時に被保険者等又はその被扶養者に手交する領収書に、直接支払制度を用いていない旨を記載するものとする。

③ 専用請求書の支払機関への提出等

直接支払制度を用いる医療機関等は、専用請求書により、原則として被保険者等の加入する保険者ごとに所定事項を記載の上、保険者から支払事務の委託を受けた支払機関に対し、光ディスク等によるCSV情報又は紙媒体により提出する。光ディスク等による提出等に必要な記録条件仕様等は、別に示す。なお、専用請求書に記載すべき主な事項の内容は以下のとおりとする。

a)～k) (略)

l) 代理受取額…直接支払制度により、被保険者等が加入する保険者に被保険者等に代わり請求し、代理して受け取る額をいう。実費が42万円（加算対象出産でない場合、40万8千円）の範囲内で収まった場合にはその実費を記載し、超えた場合には42万円又は40万8千円が記載額となる。

また、専用請求書の提出の時期は、正常分娩か異常分娩の別に応じ、次のとおりとする。

ア・イ (略)

また、直接支払制度を用いていない場合には、退院時に被保険者等又はその被扶養者に手交する領収書に、直接支払制度を用いていない旨を記載するものとする。

③ 専用請求書の支払機関への提出等

直接支払制度を用いる医療機関等は、専用請求書により、原則として被保険者等の加入する保険者ごとに所定事項を記載の上、保険者から支払事務の委託を受けた支払機関に対し、光ディスク等によるCSV情報又は紙媒体により提出する。光ディスク等による提出等に必要な記録条件仕様等は、別に示す。なお、専用請求書に記載すべき主な事項の内容は以下のとおりとする。

a)～k) (略)

l) 代理受取額…直接支払制度により、被保険者等が加入する保険者に被保険者等に代わり請求し、代理して受け取る額をいう。実費が42万円（加算対象出産でない場合、40万4千円）の範囲内で収まった場合にはその実費を記載し、超えた場合には42万円又は40万4千円が記載額となる。

また、専用請求書の提出の時期は、正常分娩か異常分娩の別に応じ、次のとおりとする。

ア・イ (略)

専用請求書の提出先となる支払機関は、被保険者等の加入する保険者の種別に応じ、次のとおりとする。

i) ~ iii) (略)

3 (略)

4 保険者における事務

(1) (略)

(2) 医療機関等からの請求額が出産育児一時金等として支給すべき額未満である場合の被保険者等への支払い等

医療機関等が請求した代理受取額が、42万円（加算対象出産でない場合にあつては40万8千円）未満の場合、これらの額と代理受取額の差額を被保険者等に対し支払うものとする。

この場合において保険者は、被保険者等に対し、差額の支給申請ができる旨のお知らせを、出産育児一時金等の支給決定通知書に併記するなどの方法により、確実に行うものとする。

なお、差額の支給に当たっては、支払機関より送付される請求明細書や専用請求書等を確認することが必須となるが、直接支払制度においては、専用請求書等が保険者に到達するのが出産月から1~2ヶ月後とならざるを得ないため、被保険者等の経済的負担を軽減する現金給付である制度趣旨に照らし、2(2)②に規定する明細書等により、直接支払制度を利用していること及び出産にかかった実費が確認できた場

専用請求書の提出先となる支払機関は、被保険者等の加入する保険者の種別に応じ、次のとおりとする。

i) ~ iii) (略)

3 (略)

4 保険者における事務

(1) (略)

(2) 医療機関等からの請求額が出産育児一時金等として支給すべき額未満である場合の被保険者等への支払い等

医療機関等が請求した代理受取額が、42万円（加算対象出産でない場合にあつては40万4千円）未満の場合、これらの額と代理受取額の差額を被保険者等に対し支払うものとする。

この場合において保険者は、被保険者等に対し、差額の支給申請ができる旨のお知らせを、出産育児一時金等の支給決定通知書に併記するなどの方法により、確実に行うものとする。

なお、差額の支給に当たっては、支払機関より送付される請求明細書や専用請求書等を確認することが必須となるが、直接支払制度においては、専用請求書等が保険者に到達するのが出産月から1~2ヶ月後とならざるを得ないため、被保険者等の経済的負担を軽減する現金給付である制度趣旨に照らし、2(2)②に規定する明細書等により、直接支払制度を利用していること及び出産にかかった実費が確認できた場

合は、専用請求書の到達を待たずとも、必要に応じ差額の振込先を記した書面の提出を求めること等を通じ、当該差額を被保険者等に早期支給するものとする。

(3) 直接支払制度を利用しなかった被保険者等への対応

直接支払制度を利用しなかった被保険者等に係る出産育児一時金等の支給については、被保険者等からの申請に基づき支給を行うものとする。

なお、直接支払制度を利用したにもかかわらず、被保険者等が、同一又は他の保険者に対し出産育児一時金等の支給を重複して申請すること等が考えられるが、出産育児一時金等の早期支給及び二重給付の防止を図る観点から、出産育児一時金等の支給を申請する被保険者等が、既に直接支払制度を利用していないか又は他の保険者に対して重複申請をしていないかを保険者において判断することが可能となるよう、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第86条第2項第2号等において、支給申請書に、直接支払制度を利用していないことを証する書類等を添付することとしているので、保険者は、これらの書類の確認により、適正な保険給付に努められたい。

また、保険者独自の付加給付等、出産を要件とした42万円（加算対象出産でない場合にあつては40万8千円）を超える給付を行っている場合にあつては、当該を超える給付に係る専用の申請書を設ける等、保険者の実情に応じ所要の体制

合は、専用請求書の到達を待たずとも、必要に応じ差額の振込先を記した書面の提出を求めること等を通じ、当該差額を被保険者等に早期支給するものとする。

(3) 直接支払制度を利用しなかった被保険者等への対応

直接支払制度を利用しなかった被保険者等に係る出産育児一時金等の支給については、被保険者等からの申請に基づき支給を行うものとする。

なお、直接支払制度を利用したにもかかわらず、被保険者等が、同一又は他の保険者に対し出産育児一時金等の支給を重複して申請すること等が考えられるが、出産育児一時金等の早期支給及び二重給付の防止を図る観点から、出産育児一時金等の支給を申請する被保険者等が、既に直接支払制度を利用していないか又は他の保険者に対して重複申請をしていないかを保険者において判断することが可能となるよう、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第86条第2項第2号等において、支給申請書に、直接支払制度を利用していないことを証する書類等を添付することとしているので、保険者は、これらの書類の確認により、適正な保険給付に努められたい。

また、保険者独自の付加給付等、出産を要件とした42万円（加算対象出産でない場合にあつては40万4千円）を超える給付を行っている場合にあつては、当該を超える給付に係る専用の申請書を設ける等、保険者の実情に応じ所要の体制

整備を図りたい。

整備を図りたい。

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成 23 年 1 月 31 日保発 0131 第 2 ～ 4 号）

別添 2 「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱

新旧対照表

（下線部が改正箇所）

改正後	現行
<p>第 3 対象医療機関等</p> <p>年間の平均分娩取扱い件数が 100 件以下の診療所及び助産所や、収入に占める正常分娩に係る収入の割合が 50%以上の診療所及び助産所を目安として、受取代理制度を導入する医療機関等は、別に定めるところにより、厚生労働省に対して届け出るものとする。</p> <p>また、当該医療機関等の名称及び所在地については、厚生労働省から保険者に対して情報提供する<u>とともに厚生労働省において公表するものとする。</u></p> <p>第 4 被保険者等における手続き</p> <p>1 受取代理申請書の提出</p> <p>受取代理制度を導入する医療機関等において出産を予定している<u>被保険者等又は被扶養者がいる被保険者等</u>は、受取代理制度の利用を希望する場合は、別添様式 1 の出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）（以下「受取代理申請書」という。）に、必要事項（受取代理人となる医療機関等による<u>名称</u>及びその他の必要事項の記載を含む。）を記載の上、出産育児一時金等の支給を求める保険者に対して提出すること。</p>	<p>第 3 対象医療機関等</p> <p>年間の平均分娩取扱い件数が 100 件以下の診療所及び助産所や、収入に占める正常分娩に係る収入の割合が 50%以上の診療所及び助産所を目安として、受取代理制度を導入する医療機関等は、別に定めるところにより、厚生労働省に対して届け出るものとする。</p> <p>また、当該医療機関等の名称及び所在地については、厚生労働省から保険者に対して情報提供するものとする。</p> <p>第 4 被保険者等における手続き</p> <p>1 受取代理申請書の提出</p> <p><u>被保険者等又はその被扶養者が</u>受取代理制度を導入する医療機関等において出産を予定している被保険者等は、受取代理制度の利用を希望する場合は、別添様式 1 の出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）（以下「受取代理申請書」という。）に、必要事項（受取代理人となる医療機関等による<u>記名・押印</u>及びその他の必要事項の記載を含む。）を記載の上、出産育児一時金等の支給を求める保険者に対して提出するこ</p>

2 (略)

3 受取代理人の予定外の変更

救急搬送などにより、予定していた医療機関等以外で出産することとなった場合であって、新たな医療機関等において受取代理制度を利用する場合など、受取代理人の変更に伴う申請取下げ及び再申請の時間的余裕がない場合には、別添様式3の受取代理人変更届に必要な事項（変更前及び変更後の受取代理人である医療機関等による名称及びその他必要事項の記載を含む。）を記載の上、新たに受取代理人となる医療機関等を通じて、出産育児一時金等の支給を求める保険者に提出すること。

第5 保険者における事務

1 (略)

2 (略)

3 出産育児一時金等の支払い

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される出産費用の請求書の写し及び出産の事実を証明する書類の写しにより出産育児一時金等の支給要件を確認すること。

出産費用の請求書の写しに対し、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含む。以下「加算対象出産」という。）であることを

と。

2 (略)

3 受取代理人の予定外の変更

救急搬送などにより、予定していた医療機関等以外で出産することとなった場合であって、新たな医療機関等において受取代理制度を利用する場合など、受取代理人の変更に伴う申請取下げ及び再申請の時間的余裕がない場合には、別添様式3の受取代理人変更届に必要な事項（変更前及び変更後の受取代理人である医療機関等による記名・押印及びその他必要事項の記載を含む。）を記載の上、新たに受取代理人となる医療機関等を通じて、出産育児一時金等の支給を求める保険者に提出すること。

第5 保険者における事務

1 (略)

2 (略)

3 出産育児一時金等の支払い

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される出産費用の請求書の写し及び出産の事実を証明する書類の写しにより出産育児一時金等の支給要件を確認すること。

出産費用の請求書の写しに対し、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含む。以下「加算対象出産」という。）であることを



証する「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が印字やスタンプ等により明記されていた場合は、出産育児一時金等を1万2千円加算し、合計42万円支給すること。

なお、出産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類の送付がなされない場合は、当該医療機関等に対し、書類の送付について確認の連絡をすること。

要件審査の結果、出産育児一時金等の支給を決定した場合、医療機関等から送付された出産費用の請求書の写しに記載された請求額及び「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言の有無に応じて、次のいずれかの取扱いとすること。

ア 請求額が42万円（加算対象出産ではない場合は40万8千円。以下同じ。）以上である場合

出産育児一時金等の全額を医療機関等の所定口座へ支払うこと。（請求額が42万円超である場合は、当該請求額と42万円との差額は、被保険者等が医療機関等に支払うこととなる。）

イ 請求額が42万円未満である場合

請求額として記載されている額を医療機関等の所定口座へ支払い、当該請求額と42万円との差額については、被保険者等に対し支払うこと。

なお、出産育児一時金に係る付加給付を行う保険者においては、上記の取扱い中「42万円」を「付加相当額を含む支給

証する所定の印が押されていた場合は、出産育児一時金等を1万6千円加算し、合計42万円支給すること。

なお、出産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類の送付がなされない場合は、当該医療機関等に対し、書類の送付について確認の連絡をすること。

要件審査の結果、出産育児一時金等の支給を決定した場合、医療機関等から送付された出産費用の請求書の写しに記載された請求額及び所定の印の有無に応じて、次のいずれかの取扱いとすること。

ア 請求額が42万円（加算対象出産ではない場合は40万4千円。以下同じ。）以上である場合

出産育児一時金等の全額を医療機関等の所定口座へ支払うこと。（請求額が42万円超である場合は、当該請求額と42万円との差額は、被保険者等が医療機関等に支払うこととなる。）

イ 請求額が42万円未満である場合

請求額として記載されている額を医療機関等の所定口座へ支払い、当該請求額と42万円との差額については、被保険者等に対し支払うこと。

なお、出産育児一時金に係る付加給付を行う保険者においては、上記の取扱い中「42万円」を「付加相当額を含む支給

額」として取り扱うものとする。

また、第4の3の受取代理人変更届により、受取代理人の変更がなされた場合には、変更後の受取代理人となる医療機関等に対して、出産育児一時金等の支払いを行うものとする。

#### 4 受取代理申請書の返戻等

受取代理申請書の受付後に被保険者等が資格喪失等により出産育児一時金等の支給対象者でなくなった場合は、受取代理申請書の備考欄に「資格喪失等のため申請書を返戻」する旨を追記し、保険者名を記載の上、速やかに受取代理申請書を被保険者等に返戻するとともに、受取代理人である医療機関等に対し、その写しを送付すること。

また、被保険者等により申請が取り下げられた場合には、受取代理申請書の備考欄に「申請取下げのため返戻」する旨を追記し、保険者名を記載の上、速やかに被保険者等に返戻するとともに、受取代理人であった医療機関等に対し、その写しを送付すること。

#### 第6 医療機関等における事務

##### 1 受取代理申請書への記載

受取代理制度を導入する医療機関等は、被保険者等から求めがあった場合には、受取代理申請書に医療機関等の名称及びその他の必要事項を記載すること。

##### 2 出産費用請求報告書等の送付

受取代理人となった医療機関等は、出産後、第5の2による

額」として取り扱うものとする。

また、第4の3の受取代理人変更届により、受取代理人の変更がなされた場合には、変更後の受取代理人となる医療機関等に対して、出産育児一時金等の支払いを行うものとする。

#### 4 受取代理申請書の返戻等

受取代理申請書の受付後に被保険者等が資格喪失等により出産育児一時金等の支給対象者でなくなった場合は、受取代理申請書の備考欄に「資格喪失等のため申請書を返戻」する旨を追記し、記名・押印の上、速やかに受取代理申請書を被保険者等に返戻するとともに、受取代理人である医療機関等に対し、その写しを送付すること。

また、被保険者等により申請が取り下げられた場合には、受取代理申請書の備考欄に「申請取下げのため返戻」する旨を追記し、記名・押印の上、速やかに被保険者等に返戻するとともに、受取代理人であった医療機関等に対し、その写しを送付すること。

#### 第6 医療機関等における事務

##### 1 受取代理申請書への記載

受取代理制度を導入する医療機関等は、被保険者等から求めがあった場合には、受取代理申請書に記名・押印及びその他の必要事項を記載すること。

##### 2 出産費用請求報告書等の送付

受取代理人となった医療機関等は、出産後、第5の2による

受付通知書の送付を受けた保険者に対して、別添様式5の出産費用請求報告書、出産費用の請求書の写し及び出産の事実を証明する書類の写しを送付すること。なお、加算対象出産の場合には、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が印字やスタンプ等により明記された出産費用の請求書の写しを送付すること。

### 3 受取代理人変更届への記載等

第4の3の場合には、変更前及び変更後の受取代理人である医療機関等は、被保険者等の求めに応じ、受取代理人変更届に医療機関等の名称の記載等を行うこと。

また、変更前の受取代理人である医療機関等は、変更後の受取代理人である医療機関等に対して、第5の2の受付通知書を送付すること。

さらに、変更後の受取代理人である医療機関等は、2の出産費用請求報告書等の送付の際に、受取代理人変更届を保険者あて送付すること。

受付通知書の送付を受けた保険者に対して、別添様式5の出産費用請求報告書、出産費用の請求書の写し及び出産の事実を証明する書類の写しを送付すること。なお、加算対象出産の場合には、所定の印が押印された出産費用の請求書の写しを送付すること。

### 3 受取代理人変更届への記載等

第4の3の場合には、変更前及び変更後の受取代理人である医療機関等は、被保険者等の求めに応じ、受取代理人変更届に記名・押印等を行うこと。

また、変更前の受取代理人である医療機関等は、変更後の受取代理人である医療機関等に対して、第5の2の受付通知書を送付すること。

さらに、変更後の受取代理人である医療機関等は、2の出産費用請求報告書等の送付の際に、受取代理人変更届を保険者あて送付すること。

(様式1)

(様式1)

(あて先) \_\_\_\_\_

出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)

申請者(被保険者、世帯主又は組合員)	被保険者証	記号	番号	
	氏名	(フリガナ)		
		〒 (フリガナ)		
		電話 ( )		
	住所	(フリガナ)		
	生年月日	年	月	日
	出産予定日・数	年 月 日 単・多(胎)		
	出産予定者	氏名	(フリガナ)	
		生年月日	年	月
	出産予定医療機関等	名称	(フリガナ)	
所在地		〒 (フリガナ)		
申請者に対する支払金融機関	預金種別	1:普通 2:当座 3:別荘	4:通知 5:貯蓄 6:別荘	
銀行 金融 機関		口座番号	口座名義 (フリガナ)	
店・本店 支店・出張所				
申請者又は出産予定者が出産予定日から6か月以内に健康保険又は船員保険の資格を既に喪失している場合は、以下のいずれかに記載をお願いします。 <small>※ 健康保険法第106条又は船員保険法第73条の規定により、1年以上健康保険又は船員保険の被保険者であった方が被保険者資格喪失後、6か月以内に出生された場合、資格を喪失した最後の被保険者から出産育児一時金の支給を受けることができます。</small>				
申請者本人の退職等により、健康保険又は船員保険の被保険者資格喪失後、6か月以内に出生することによる申請である場合、資格喪失後に加入している保険者名と記号・番号	保険者名	記号	番号	
申請者本人の家族が被扶養者認定後、6か月以内に出生することによる申請である場合は、その家族が被扶養者認定前に加入していた保険者名と記号・番号	保険者名	記号	番号	

申請者( ) (以下「甲」という。)は、医療機関等である( ) (以下「乙」という。)を代理人と定め、次の権限を委任します。また、甲は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度は利用しません。甲が請求する出産育児一時金等のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額※の受領に関すること。  
※ 出産育児一時金等の支給額(保険者が出産育児一時金等に係る付加給付を行う場合には、付加相当額を含む)を上限とする。

令和 年 月 日

甲の住所  
氏名  
乙の所在地  
名称 電話 ( )

受取代理人に対する支払金融機関	預金種別	1:普通 2:当座 3:別荘	4:通知 5:貯蓄 6:別荘
銀行 金融 機関		口座番号	口座名義 (フリガナ)
店・本店 支店・出張所			

(備考欄)

(様式1)

(様式1)

(あて先) \_\_\_\_\_

出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)

申請者(被保険者、世帯主又は組合員)	被保険者証	記号	番号	
	氏名	(フリガナ)		
		〒 (フリガナ)		
		電話 ( )		
	住所	(フリガナ)		
	生年月日	年	月	日
	出産予定日・数	年 月 日 単・多(胎)		
	出産予定者	氏名	(フリガナ)	
		生年月日	年	月
	出産予定医療機関等	名称	(フリガナ)	
所在地		〒 (フリガナ)		
申請者に対する支払金融機関	預金種別	1:普通 2:当座 3:別荘	4:通知 5:貯蓄 6:別荘	
銀行 金融 機関		口座番号	口座名義 (フリガナ)	
店・本店 支店・出張所				
申請者又は出産予定者が出産予定日から6か月以内に健康保険又は船員保険の資格を既に喪失している場合は、以下のいずれかに記載をお願いします。 <small>※ 健康保険法第106条又は船員保険法第73条の規定により、1年以上健康保険又は船員保険の被保険者であった方が被保険者資格喪失後、6か月以内に出生された場合、資格を喪失した最後の被保険者から出産育児一時金の支給を受けることができます。</small>				
申請者本人の退職等により、健康保険又は船員保険の被保険者資格喪失後、6か月以内に出生することによる申請である場合、資格喪失後に加入している保険者名と記号・番号	保険者名	記号	番号	
申請者本人の家族が被扶養者認定後、6か月以内に出生することによる申請である場合は、その家族が被扶養者認定前に加入していた保険者名と記号・番号	保険者名	記号	番号	

申請者( ) (以下「甲」という。)は、医療機関等である( ) (以下「乙」という。)を代理人と定め、次の権限を委任します。また、甲は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度は利用しません。甲が請求する出産育児一時金等のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額※の受領に関すること。  
※ 出産育児一時金等の支給額(保険者が出産育児一時金等に係る付加給付を行う場合には、付加相当額を含む)を上限とする。

令和 年 月 日

甲の住所  
氏名 印  
乙の所在地  
名称 印 電話 ( )

受取代理人に対する支払金融機関	預金種別	1:普通 2:当座 3:別荘	4:通知 5:貯蓄 6:別荘
銀行 金融 機関		口座番号	口座名義 (フリガナ)
店・本店 支店・出張所			

(備考欄)

(様式2)

(様式2)

令和 年 月 日

(あて先) \_\_\_\_\_

(申請者<sup>※</sup>) 住所

氏名

出産育児一時金等受取代理申請取下書

令和 年 月 日に申請しました出産育児一時金等の受取代理申請を下記のとおり取り下げます。

記

被保険者証	記号		番号	
出産予定者	氏名	<small>(フリガナ)</small>		
	生年月日	年	月	日
出産予定日	年 月 日			
取下げの理由				
備考				

※「申請者」は健康保険・船員保険の場合は被保険者、国民健康保険の場合は世帯主又は組合員となります。

(様式2)

(様式2)

令和 年 月 日

(あて先) \_\_\_\_\_

(申請者<sup>※</sup>) 住所

氏名

印

出産育児一時金等受取代理申請取下書

令和 年 月 日に申請しました出産育児一時金等の受取代理申請を下記のとおり取り下げます。

記

被保険者証	記号		番号	
出産予定者	氏名	<small>(フリガナ)</small>		
	生年月日	年	月	日
出産予定日	年 月 日			
取下げの理由				
備考				

※「申請者」は健康保険・船員保険の場合は被保険者、国民健康保険の場合は世帯主又は組合員となります。

(様式3)

(様式3)

令和 年 月 日

(あて先) \_\_\_\_\_

(申請者<sup>※</sup>) 住所

氏名

被保険者証 記号  
番号

受取代理人変更届

受取代理人の変更について下記のとおり提出いたします。

記

申請者( ) (以下「甲」という。)は、医療機関等である( ) (以下「乙」という。)を代理人と定め、令和 年 月 日付にて委任した出産育児一時金等の受領に関する権限について、乙に替えて、新たに医療機関等である( ) (以下「丙」という。)を代理人として定め、これを委任します。

令和 年 月 日

甲の住所

氏名

乙の所在地<sup>※※</sup>

名称<sup>※※</sup>

電話 ( )

丙の所在地<sup>※※</sup>

名称<sup>※※</sup>

電話 ( )

受取代理人に対する支払金融機関	銀行 会庫 店種		店・本店 支店・出拠所	
	預金 種別	1:普通 4:通知 2:当座 5:貯蓄 3:別座	口座 番号	口座 名義 (フリガナ)

※ 「申請者」は健康保険・船員保険の場合は被保険者、国民健康保険の場合は世帯主又は組合員となります。  
※※ 「乙」、「丙」の所在地・名称については、それぞれ変更前の医療機関等・変更後の医療機関等にて記入・押印が必要です。

(様式3)

(様式3)

令和 年 月 日

(あて先) \_\_\_\_\_

(申請者<sup>※</sup>) 住所

氏名

被保険者証 記号  
番号

印

受取代理人変更届

受取代理人の変更について下記のとおり提出いたします。

記

申請者( ) (以下「甲」という。)は、医療機関等である( ) (以下「乙」という。)を代理人と定め、平成 年 月 日付にて委任した出産育児一時金等の受領に関する権限について、乙に替えて、新たに医療機関等である( ) (以下「丙」という。)を代理人として定め、これを委任します。

令和 年 月 日

甲の住所

氏名

印

乙の所在地<sup>※※</sup>

名称<sup>※※</sup>

印

電話 ( )

丙の所在地<sup>※※</sup>

名称<sup>※※</sup>

印

電話 ( )

受取代理人に対する支払金融機関	銀行 会庫 店種		店・本店 支店・出拠所	
	預金 種別	1:普通 4:通知 2:当座 5:貯蓄 3:別座	口座 番号	口座 名義 (フリガナ)

※ 「申請者」は健康保険・船員保険の場合は被保険者、国民健康保険の場合は世帯主又は組合員となります。  
※※ 「乙」、「丙」の所在地・名称については、それぞれ変更前の医療機関等・変更後の医療機関等にて記入・押印が必要です。

(様式4)

(様式4)

令和 年 月 日

(あて先) \_\_\_\_\_

受取代理申請受付通知書

受取代理制度により、以下の被保険者等(健康保険・船員保険の被保険者、国民健康保険の世帯主又は組合員をいう。)から、貴院を受取代理人とする出産育児一時金等の支給申請がなされましたので、ご連絡いたします。

受付日	年 月 日	
被保険者等	氏名	(フリガナ)
	住所	(フリガナ)
	生年月日	年 月 日
出産予定日・数	年 月 日 単・多(胎)	
出産予定者 <small>※被保険者等と同一の場合は省略</small>	氏名	(フリガナ)
	生年月日	年 月 日
付加給付金相当額		
貴院が代理受領することができる額(①と②の合計額)	円	
	<small>※ 産科医療補償制度対象出産でない場合は、円となります。          ※※ 多胎の場合は、出産数を乗じた額となります。</small> ① 出産育児一時金42万円(産科医療補償制度対象出産でない場合は40万8千円) ② 付加給付金相当額( )円	

なお、出産育児一時金又は家族出産育児一時金の支給のためには、当該被保険者等又は被扶養者の出産後、貴院から、

- ・ 出産費用の請求書の写し  
※ 産科医療補償制度対象出産の場合は、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が明記された請求書の写し
- ・ 出産の事実を証明する書類の写し

を送付いただく必要があります。

出産後速やかに下記あて送付いただきますよう、お願いいたします。

(保険者名) \_\_\_\_\_

(所在地) \_\_\_\_\_

(様式4)

(様式4)

令和 年 月 日

(あて先) \_\_\_\_\_

受取代理申請受付通知書

受取代理制度により、以下の被保険者等(健康保険・船員保険の被保険者、国民健康保険の世帯主又は組合員をいう。)から、貴院を受取代理人とする出産育児一時金等の支給申請がなされましたので、ご連絡いたします。

受付日	年 月 日	
被保険者等	氏名	(フリガナ)
	住所	(フリガナ)
	生年月日	年 月 日
出産予定日・数	年 月 日 単・多(胎)	
出産予定者 <small>※被保険者等と同一の場合は省略</small>	氏名	(フリガナ)
	生年月日	年 月 日
付加給付金相当額		
貴院が代理受領することができる額(①と②の合計額)	円	
	<small>※ 産科医療補償制度対象出産でない場合は、円となります。          ※※ 多胎の場合は、出産数を乗じた額となります。</small> ① 出産育児一時金42万円(産科医療補償制度対象出産でない場合は40万4千円) ② 付加給付金相当額( )円	

なお、出産育児一時金又は家族出産育児一時金の支給のためには、当該被保険者等又は被扶養者の出産後、貴院から、

- ・ 出産費用の請求書の写し  
※ 産科医療補償制度対象出産の場合は、所定の印が押印された請求書の写し
- ・ 出産の事実を証明する書類の写し

を送付いただく必要があります。

出産後速やかに下記あて送付いただきますよう、お願いいたします。

(保険者名) \_\_\_\_\_

(所在地) \_\_\_\_\_

(様式5)

(様式5)

令和 年 月 日

(あて先) \_\_\_\_\_

(医療機関等) 所在地

名称

出産費用請求報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

被保険者証	記号	番号	
被保険者、世帯主又は組合員	氏名	(フリガナ)	
	住所	〒 (フリガナ)	
請求金額			
出産費用請求書(写)	別添のとおり		
出産の事実を証明する書類(写)	別添のとおり		

(様式5)

(様式5)

令和 年 月 日

(あて先) \_\_\_\_\_

(医療機関等) 所在地

名称

且

出産費用請求報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

被保険者証	記号	番号	
被保険者、世帯主又は組合員	氏名	(フリガナ)	
	住所	〒 (フリガナ)	
請求金額			
出産費用請求書(写)	別添のとおり		
出産の事実を証明する書類(写)	別添のとおり		